

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 3 号

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 3 年安城
市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	3 9 2 , 0 0 0 円
2	4 4 0 , 0 0 0 円
3	4 9 2 , 0 0 0 円
4	5 5 5 , 0 0 0 円
5	6 3 4 , 0 0 0 円
6	7 4 0 , 0 0 0 円
7	8 6 4 , 0 0 0 円

第 8 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、「及び前項の
規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第 9 条第 1 項中「、第 1 6 条」を「及び第 1 6 条」に改め、「及び第 2 2 条」を
削り、同条第 2 項の表第 2 条第 1 項の項を削り、同表第 2 0 条の 2 第 1 項の項中「
任期付職員条例」を「安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条
例（平成 2 3 年安城市条例第 8 号）」に改め、同表第 2 1 条第 2 項の項中「1 0 0
分の 1 7 0」を「1 0 0 分の 9 5」に改め、同表に次のように加える。

第 2 2 条第 2 項第 1 号	1 0 0 分の 1 0 5	1 0 0 分の 8 7 . 5
----------------------	----------------	------------------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。